

様式5 - 1

議案の提出(その1)
(法第112条の規定によるもの)

発議第 1 号

米沢市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者	米沢市議会議員	成澤和音
賛成者	〃	相田克平
	〃	佐野洋平
	〃	高橋千夏
	〃	小久保広信
	〃	植松美穂
	〃	佐藤弘司
	〃	高橋英夫

米沢市議会議長 様

発議第 1 号

米沢市議会委員会条例の一部改正について

米沢市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

米沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

米沢市議会委員会条例（昭和 4 1 年米沢市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「産業部」の次に「、観光文化スポーツ部」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。